

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1099号

2021年（令和3年）11月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

観光施設（指定管理者が管理を行う施設を除く。）の維持管理  
に係るコンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）10月25日付けで諮問（第1099号）された  
観光施設（指定管理者が管理を行う施設を除く。）の維持管理に係るコンピ  
ュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。  
以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行  
うことについては、適当であると認められる。
- (2) 包括的な取扱いについては、「3 審議会の判断理由」に述  
べるところにより、認められない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処  
理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

藤沢市では、国内外から多くの観光客が来訪しており、2019年  
（令和元年）の年間観光客数は約1,929万人以上となっているが、  
新型コロナウイルス感染拡大に伴う観光客の減少により、2020年  
（令和2年）の年間観光客数は約1,155万人となっており、前年  
の約60%まで減少している。

こうした状況の中、新型コロナウイルスの影響により疲弊した市内  
経済回復の起爆剤とするため、歴史的な価値を持つ江の島サムエル・  
コッキング苑をより魅力ある施設にリニューアル整備する取組を行っ  
ている。本整備工事は、工事箇所を分散し、実施することから、実施  
期間を2期に分け、第1期を2021年（令和3年）7月から11月

まで(予定)、第2期を2022年(令和4年)5月から10月まで(予定)に実施する。

この整備に当たり、多様な資金調達を行うため、クラウドファンディングを実施することが歳入確保に有効であると判断し、当該事務の効率的な実施に当たりコンピュータ処理を行うことから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

また、今後、その他の観光施設の維持管理に係る事業においても、同様の処理が有効であると判断し、クラウドファンディングを実施することが想定されることから、包括的な取扱いについて併せて諮問するものである。なお、クラウドファンディングの対象となる事業は、観光施設の維持管理を対象とするものであり、今後順次決定していくところだが、取り扱う個人情報及びコンピュータ処理の内容に変更がある場合は、改めて諮問する。

## (2) コンピュータ処理について

### ア コンピュータ処理を行う事務

クラウドファンディングにおける寄附申込及び寄附金受領並びにリターン内容の注文及び実行

### イ コンピュータ処理を行う必要性

この処理については、現在主流となっているインターネットを通じた寄附の募集の一環としてクラウドファンディングを行うことで、効率的かつ効果的に募集を図ることが可能となるため、コンピュータ処理を行うものである。

### ウ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

#### (ア) 寄附者に係る情報

氏名、住所、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス、ユーザー名、性別、生年月日

#### (イ) 寄附に係る情報

支援者ID、寄附金額、決済情報、選択したリターン内容、自治体の広報誌などでの氏名の公開又は非公開の別

#### (ウ) ご意見等(任意項目)

### エ 処理内容

本事業は、クラウドファンディングを実施するものであり、これに係るコンピュータ処理は、業務受託者に業務を委託するものである。

寄附者は、業務受託者が作成する市クラウドファンディング専用の寄附受付Webページにアクセスし、利用規約に同意した上で、当該寄附に必要な情報を入力する。リターン内容を希望する場合は

寄附金額に応じたリターン内容を選択し、リターン内容を希望しない場合はその旨を選択した上で寄附金額を入力する。その後、決済代行会社を通じ、業務受託者に寄附金を入金し、業務受託者は、収納した寄附金を市に納付する。市は、決済終了後、業務受託者から決済完了の報告を受け、施設管理者及び工事受託者にリターン内容を反映するよう依頼する。

決済情報は、決済代行会社が取扱う。今後決済情報入力を省略するため寄附者が業務受託者による決済情報の保持を希望する場合を除き、業務受託者は事務処理の時点のみ当該情報を保持するものとし、処理後は決済の有無を決済代行会社から受領する。

また、市は、リターン内容の管理や税控除に関する証明発行に使用するため、寄附者の情報のうち氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、支援者ID、リターン内容希望の有無、寄附金額及び件数を業務受託者が作成した市専用の寄附管理用Webページにアクセスし、取得する。なお、委託業務終了後の対応があった場合に備え、当該情報は5年間保管する。

### (3) 安全対策

#### ア 市の安全対策

次の事項について、条例及び藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針に基づき、対策を講じる。

##### (ア) 人的対策

本業務の管理責任者を定め、管理画面にアクセスできる者を限定するとともに、パスワードについては定期的に変更する。

##### (イ) 技術的対策

a 寄附者の情報データの保管については、必要最小限とし、保管したデータについては、情報システム課が管理するネットワークドライブにパスワードを設定し、保管する。

b 市Webページから業務受託者の作成する市クラウドファンディング専用の寄附受付Webページへのリンクに当たっては、市Webサイトから外部サイトに遷移することを明示する。

##### (ウ) 物理的対策

a 業務遂行上又は管理上、紙に出力したデータは、施錠したキャビネットに保管する。

b 電子データについては、業務終了後、速やかにネットワークドライブから消去する。

#### イ 業務受託者の安全対策

業務受託者は、ISMS認証を取得していることを前提とする。

また、次の事項について、条例、業務委託契約、プライバシーポリシー、情報セキュリティ方針及び規約に基づき対策を講じる。

(ア) 人的対策

- a 業務受託者は、契約書の規定に基づき、業務責任者及び従事者についての名簿を提出するとともに、必要に応じ、業務の履行状況に関して委託者への報告又は実地調査の受検に応じる。
- b 業務受託者が利用する個人情報については、項目、利用する者の範囲、利用目的等を取り決めるとともに、管理責任者についても明らかにする。
- c 業務受託者は、情報セキュリティ方針に基づき、全従業員に対する教育を行うとともに、情報セキュリティに関する目的の設定、定期的なレビューにより、継続的に改善を実施し、維持することに努める。
- d 業務受託者が再委託を行う場合は、個人情報を保護するために必要な契約を締結の上、業務委託先のセキュリティレベルを審査し、委託後もセキュリティレベルが維持されるよう定期的に確認を行い、業務を適切に監督する。

(イ) 技術的対策

- a 通信は、回線上「SSL/TLS（暗号化通信）」で行う。クラウドファンディングの実施に当たっては、寄附受付Webページ、寄附管理用WebページともにユーザーID及び暗証番号による認証を行う。
- b 業務受託者は、情報資産を保護するため、アクセスコントロール及びシステム開発、運用の標準化等の技術的な措置を講じ、情報資産へのアクセスコントロールを徹底して行う。

(ウ) 物理的対策

業務受託者は、情報資産を保護するため、情報セキュリティ方針に基づきセキュリティエリアの設定、監視等の物理的な措置を講じる。

(4) 処理開始日

2021年（令和3年）11月以降

(5) 添付書類

- ア 江の島サムエル・コッキング苑リニューアル整備事業寄附金募集（案）
- イ 処理フロー図
- ウ 画面遷移（例）
- エ 業務委託契約書（案）

- オ 利用規約，プライバシーポリシー（写）
- カ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

#### (1) コンピュータ処理を行うことについて

##### ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

この処理については，現在主流となっているインターネットを通じた寄附の募集の一環としてクラウドファンディングを行うことで，効率的かつ効果的に募集を図ることが可能となるため，コンピュータ処理を行うものである。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

##### イ 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(3)のア及びイにおいて示す安全対策は，次のとおりである。

#### (ア) 市の安全対策

- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置  
ア(ア)
- b データの安全性を高めるための措置  
ア(イ) a
- c 利用後にデータを確実に消去するための措置  
ア(ウ) b
- d 日常的な安全対策  
ア(ア)，ア(イ) b，ア(ウ) a

#### (イ) 業務受託者の安全対策

- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置  
イ(イ) a
- b ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置  
イ(イ) a，イ(イ) b
- c 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置  
イ(ア) a

- d 再委託による情報漏えいを防ぐための措置  
イ(ア) d
- e その他安全対策を高めるための措置  
イ(ア) b, イ(ア) c, イ(ウ)

以上に加え、業務受託者は、I S M S 認証を取得していることを前提とし、条例、業務委託契約、プライバシーポリシー、情報セキュリティ方針及び規約に基づき対策を講じる。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、第2期の江の島サムエル・コッキング苑リニューアル整備事業に係るコンピュータ処理を行うことについては、コンピュータ処理を行う個人情報、コンピュータ処理の内容及び安全対策に変更がない場合に限り認められる。

また、寄附受付W e b ページで寄附者が選択する「性別」及び「生年月日」の項目について、任意項目とできるか確認することを要望する。

## (2) 包括な取扱いについて

実施機関では、今後、その他の観光施設の維持管理に係る事業においても、同様にクラウドファンディングを実施したいとのことであるが、諮問事項が明確に記載されていないため、審議会としては、包括的な取扱いの是非について、現段階では判断し難い。よって包括的な取扱いについては認められない。包括的な取扱いについて諮問する場合は、基準等内容を明確にした上で、改めて諮問してほしい。

以 上